

みやぎ地域復興支援助成金

平成28年度事業募集のお知らせ

宮城県では、被災した方々が安心して生活できる環境を確保し、その自立を促す活動、地域の復興を推進する活動に対して、助成を行います。

対象事業

(1) 総合タイプ

- ① 地域資源を活用しながら被災地域の地域課題の解決を目指す事業
- ② 被災者を対象としたボランティア活動等被災者支援に特化する事業
例：災害公営住宅等における高齢者支援、子育て支援等
- ③ 被災地の空き家等既存施設を改修した拠点を活用し、復興を推進する事業
例：復興活動に従事する団体スタッフのためのシェアハウス、復興活動を行う団体が入居するシェアオフィス等
※ 改修した拠点を5年又は耐用年数のいずれか短い方の期間が経過するまで事業の目的に活用することが条件です。

(2) 特定タイプ 本県からの県外避難者に対する帰郷支援に資する事業

対象者

(1) 総合タイプ（上記事業のタイプごとに対象者が異なります）

- ① NPO等（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合等の民間非営利組織）、独立行政法人等、企業、市町村、任意団体等（ボランティア団体、地縁組織等の任意団体）
- ② NPO等（①参照）、任意団体等（①参照）
- ③ NPO等（①参照）、独立行政法人等、企業、市町村

(2) 特定タイプ NPO等（①参照）、任意団体等（①参照）

事業費及び助成率

(1) 総合タイプ

- ① 事業費上限1000万円※（下限50万円）助成率9/10以内※
- ② 事業費上限300万円（下限50万円）助成率10/10以内
- ③ 事業費上限1000万円（下限300万円）ソフト部分助成率9/10以内※
うち施設改修費（ハード）事業費上限600万円 ハード部分助成率1/2以内
【4戸以上の集合住宅の特例】
事業費上限1300万円（下限300万円）
うち施設改修費（ハード）事業費上限900万円

※ 任意団体は事業費上限300万円。実施主体が市町村の場合、助成率は事業費の1/2以内。

(2) 特定タイプ

上限100万円 助成率10/10以内

助成件数

60件程度 ※応募事業の中から、申請内容の審査を経て、予算の範囲内で決定します。

対象経費

助成対象事業に直接関する経費で次のもの

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、委託費（積算根拠の資料が必要です）、設備・備品購入費、工事請負費その他県が必要と認める費用

※ 工事請負費は総合タイプ③でのみ認めます。

申請期間

4月20日（水）17：00まで

【総合タイプ③のみ6月15日（水）17：00まで】

申請方法

下記のホームページ上から申請書類等をダウンロードし、必要事項を記載して、添付書類と合わせて宮城県震災復興・企画部地域復興支援課まで持参又は郵送し、併せてWORDファイルを電子メールでも提出してください。

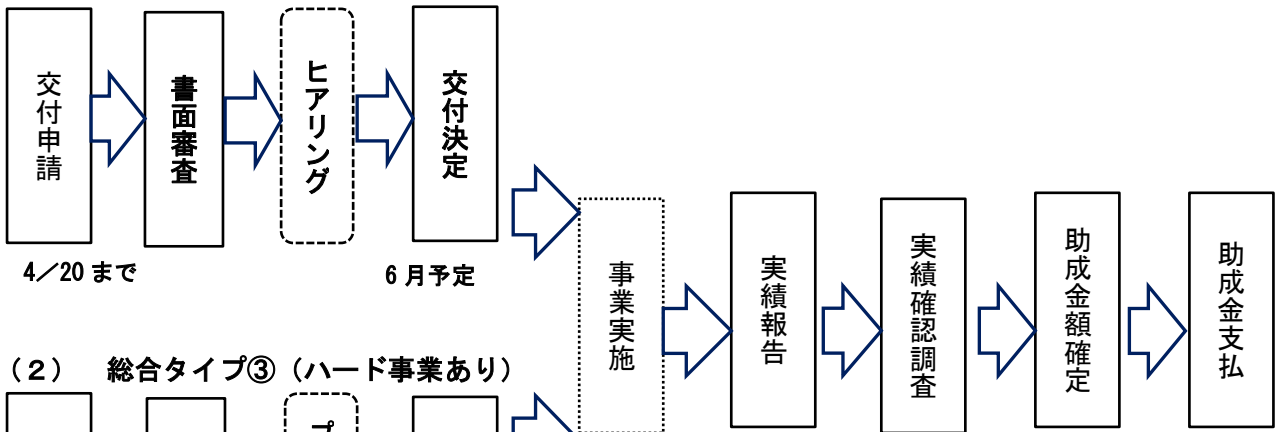
なお、申請書類は本事業の目的にのみ使用し、返却はいたしませんのでご了承ください。

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/miyagitiiki/hukkousienjyoseikin.html>

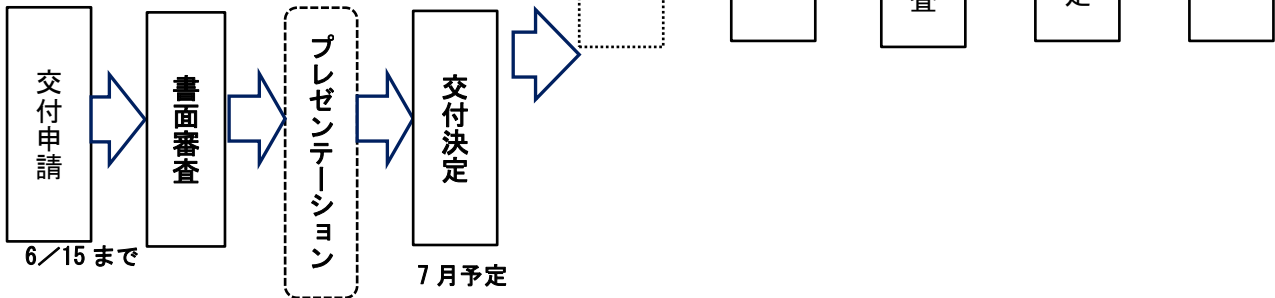
電子メールアドレス : tisin2@pref.miyagi.jp

助成金交付までの流れ

(1) 総合タイプ①②, 特定タイプ (ソフト事業のみ)



(2) 総合タイプ③ (ハード事業あり)



審査のポイント

- ・必要性 (30点) …「その地域の特性や被災状況に即し、住民から必要とされていますか？」
- ・計画性・実現可能性 (30点) …「地域の実情に応じた無理のないスケジュールになっていますか？」
「申請者の財政力・企画力・マンパワーに見合った計画ですか？」「出口戦略はありますか？」「住民参画が顕著な活動になっていますか？」
- ・発展性・波及性 (20点) …「交流を促進して地域を活性化する効果がありますか？」
- ・先進性 (10点) …「発想・視点・仕組み等が新しい活動ですか？」
- ・効率性 (10点) 「必要最小限のコストで事業効果を上げられるように工夫された計画ですか？」

昨年からの変更のポイント

- ・ソフト事業費の1割を自己負担とすることとしました。なお、平成29年度以降は、継続して助成を受ける団体の自己負担率を上げていく方向です。
- ・ただし、被災者生活支援に特化する活動で事業費300万円以内のものについては、自己負担を設けないこととしました。(総合タイプ②)
- ・空き家・既存施設を改修して、その拠点を活用して復興を推進するソフト事業を実施する場合は、ハード事業(補助率1/2以内)を認めることとしました。(総合タイプ③)
- ・特定タイプについては、県外避難者支援(事業内容を交流会の開催に限る)のみを対象としました。平成27年度まで特定タイプに申請していた任意団体は、総合タイプ①又は②に申請してください。
- ・経営指導アドバイザー謝金等の団体運営強化費用を認めることとしました。

問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県震災復興・企画部 地域復興支援課 復興支援第二班 電話：022(211)2424

☆課ホームページURL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tisin/>